

指 名 停 止 等 一 覧 表

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
岡崎木材有限会社	中川郡本別町北5丁目7番地10	平成28年8月20日	平成28年11月19日	3ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	本件は、十勝東部森林管理署発注の「28年度十勝東部署宇遠別地区保全整備(天然林受光伐)第6号」の入札において、当該事業者が落札者となったが、平成28年7月26日、契約辞退届が提出され、当該契約が不成立となったため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。